

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例

札幌市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 41 年条例第 53 号）
の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの規定中「100 分の 108」
を「100 分の 110」に改める。
- (2) 別表特別室・上等室使用料加算額の項中「100 分の 108」を
「100 分の 110」に改め、同表文書料の項中「7,560 円」を
「7,700 円」に改め、同表死後処置料の項中「6,480 円」を
「6,600 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 3 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以
後の診療その他の業務に係る使用料及び手数料について適用し、同
日前の診療その他の業務に係る使用料及び手数料については、なお
従前の例による。

（理 由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、市立札幌病院の診療その

他の業務に係る使用料及び手数料について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、本案を提出する。